

日本第四紀学会評議員会規程

(2017年1月28日, 評議員会にて決定)
(2017年6月17日, 評議員会にて一部改正)
(2024年7月7日, 評議員会にて一部改正)

[目的]

第1条 日本第四紀学会評議員会は会則第14条に基づく組織であり, 日本第四紀学会の運営に関する案件を審議決定する. また, 本会会則の施行に係わる細則を決定する.

[業務]

第2条 評議員会は, 以下の業務を行う.

- (1) 学会運営の具体的方策, 事業計画及び予算案の承認, 執行部会に対する指示
- (2) 名誉会員の推薦
- (3) 会員の除籍
- (4) 評議員会議長・議長代理, 会計監査の選出
- (5) 各常設委員会(法務委員会を除く)委員長, 各選考委員会委員長の選出, およびこれらの委員会委員の承認
- (6) 特別委員会の設置
- (7) 本学会の定めた賞の受賞者の決定. 但し, 若手・学生発表賞は除く.
- (8) 総会の議案の決定
- (9) 細則(規程, 内規など)の改訂あるいは新規細則の決定 (10)その他, 執行部会から要請された案件の審議

[構成]

第3条 評議員会は会長, 副会長と評議員によって構成される. 会長経験者および名誉会員は評議員会に出席し, 意見を述べることができる. 会長が必要と認める場合には, 評議員以外の者を評議員会に出席させることができる.

[会合]

第4条 評議員会の会合は会長が招集し, 対面形式の他, オンライン会議システムを利用することができる.

[議事録の作成]

第5条 評議員会の議事録は庶務委員会が作成し, 評議員会が確定する.

[議題]

第6条 評議員会の議題は, 執行部会が提出した議題, 評議員が提出した議題とする.

[議決]

第7条 評議員会の議決は, 原則として, 多数決とする.

2. 電磁的な方法で開催された評議員会での議決は, 会則第14条7に従う.

[規程の変更]

第8条 本規程の変更には, 評議員会の承認を必要とする.

付則1 本規程は、2024年7月7日より施行する。